

長野県人権尊重の社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県人権尊重の社会づくり条例(令和8年長野県条例第30号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(救済の申立て)

第2条 条例第9条第1項の規定による救済の申立て(以下この条において「救済の申立て」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、救済の申立てを行おうとする者(以下この条において「申立人」という。)が、当該書面の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると長野県人権オンブズパーソンが認めた場合は、口頭で行うことができる。

- (1) 申立人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
- (2) 人権侵害行為を受けた者の氏名、住所及び申立人との関係
- (3) 救済の申立てに係る事案の概要
- (4) 前3号に定めるもののほか、救済の申立ての参考となる事項

2 申立人は、必要に応じて、救済の申立ての参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第1項ただし書の規定により口頭で救済の申立てを行う場合には、申立人は、同項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述を行う場合は、長野県人権オンブズパーソンの指名する職員は、当該陳述を録取しなければならない。この場合において、当該職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名又は記名押印を求めなければならない。

(長野県人権オンブズパーソンの責務)

第3条 長野県人権オンブズパーソンは、表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 長野県人権オンブズパーソンは、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(長野県人権オンブズパーソンの身分保障)

第4条 長野県人権オンブズパーソンは、長野県人権オンブズパーソンにより、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他長野県人権オンブズパーソンたるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(代表人権オンブズパーソン)

第5条 長野県人権オンブズパーソンのうち1人を代表人権オンブズパーソンとし、長野県人権オンブズパーソンが互選する。

2 代表人権オンブズパーソンは、長野県人権オンブズパーソンに関する事務を総括する。

3 代表人権オンブズパーソンに事故があるときは、あらかじめ代表人権オンブズパーソンが指名した長野県人権オンブズパーソンがその職務を代理する。

(長野県人権オンブズパーソンの職権の行使等)

第6条 長野県人権オンブズパーソンは、独立してその職権を行う。

2 長野県人権オンブズパーソンは、自己に直接利害関係のある事案については、その職務を行ってはならない。

(長野県人権オンブズパーソンの会議)

第7条 条例第18条第1項の規定による意見の公表及び第4条の規定による認定に

については、長野県人権オンブズパーソンの全員をもって構成する会議の議決による。

2 前項の会議は、代表人権オンブズパーソンが招集する。

3 第1項の会議の議事は、長野県人権オンブズパーソンの全員の一致によって決する。

4 長野県人権オンブズパーソンが第4条の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く長野県人権オンブズパーソンの全員の一致がなければならない。

(長野県人権オンブズパーソンの合議体)

第8条 長野県人権オンブズパーソンは、次に掲げる事項については、3人の長野県人権オンブズパーソンをもって構成する合議体で、その権限を行う。

(1) 条例第12条第1項の規定による勧告

(2) 条例第13条第1項の規定による勧告

(3) 条例第14条第2項の規定により意見を求められた場合における意見の陳述

(4) 条例第17条第1項の規定による勧告

(5) 条例第17条第4項の規定による意見の表明

2 前項の合議体の議事は、その構成員の全員の一致によって決する。

(長野県人権オンブズパーソンの運営の委任)

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、長野県人権オンブズパーソンの運営に関し必要な事項は、代表人権オンブズパーソンが長野県人権オンブズパーソンの全員の同意により定める。

(審議会の会長)

第10条 長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第12条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員が互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 第10条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「議事に関係のある専門委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(審議会の運営の委任)

第13条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第9条までの規定及び

次項の規定（第14条の5第5号を改める部分及び別表第32の2の長野県消費者被害救済委員会の項の次に長野県人権オンブズパーソンの項を加える部分に限る。）は、令和9年4月1日から施行する。

（長野県組織規則の一部改正）

- 2 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第5号中「人権政策審議会」を「人権オンブズパーソン、人権政策審議会」に改める。

別表第32の2の長野県消費者被害救済委員会の項の次に次のように加える。

長野県人権オンブズパーソン	長野県人権尊重の社会づくり条例（令和8年長野県条例第30号）第20条第1項の規定による人権侵害からの救済に関すること。	人権・男女共同参画課
---------------	---	------------

別表第32の2の長野県人権政策審議会の項中「附属機関条例第2条第1項」を「長野県人権尊重の社会づくり条例第26条第1項」に改める。